

# ADL維持等加算の改定への対応

Ver 2 (R3.5.14)

## 【改定の理由】

デイサービス等におけるADL維持等加算は、**LIFEを活用して、利用者のADLを良好に維持改善する事業所の取り組みを適正に評価する観点**など、次の理由から見直しが行われた。

- ① 現行の加算は算定基準が複雑であるため簡素化するべき
- ② ADLを良好に維持改善する事業所を高く評価するべき
- ③ どの月から評価するかや対象者の選び方で利用者全体のADL利得を調整できてしまうので全員を対象とするべき
- ④ 通所・訪問リハを併用している居宅系サービス（機能訓練）によるADL改善の効果も評価するべき
- ⑤ デイサービスに限らず同様の取組を行う施設系サービスも評価する

## 【単位数のアップ】

### （1）ADL維持等加算（Ⅰ）

月3単位 ⇒ 月30単位にアップ

### （2）ADL維持等加算（Ⅱ）

月6単位 ⇒ 月60単位にアップ

## 【算定基準の変更のポイント】

### (1) ADL維持等加算 (I)

- ① 6月以上利用し、利用期間中の通所介護費の算定において、「5時間未満の回数」よりも「5時間以上の回数」が多い利用者の総数が20人以上
- ② 利用開始月において要介護3以上の者が総利用者の15%以上
- ③ 利用開始月において要介護・要支援認定の月から12月以内の者が15%以下  
⇒ **6月を超える利用者が10人以上**（注：要介護度や要介護度等の認定からの経過月などの要件が簡素化されている）
- ④ 利用開始月とその6ヶ月後において、機能訓練指導員がADLを評価・測定し、測定した月において、総利用者の90%以上の者の測定値を厚労省に提出  
⇒ **利用者全員について、利用開始月とその6ヶ月後において、ADLを評価・測定し、測定値をLIFEで厚労省に提出**（注：ADL値の厚労省への提出対象者が利用者の90%以上から全員になり、測定者も機能訓練指導員に限定されなくなった）
- ⑤ ADL利得（利用開始月から6ヶ月後の間のADL値の上昇幅）の上位85%相当数の利用者について、ADL利得がプラスの者は1、0の者は0、マイナスの者は-1と換算した数の合計が0以上であること（利用者全体のADL値が低下していない）。  
⇒ **ADL利得（利用開始月から6ヶ月後の間のADL値の上昇幅を用いて一定の基準（※）に基づき算出した値）の平均値が1以上であること**

※ **ADL 利得は次によって計算する。**

- a) バーセルインデックスによってADLを測定する。
- b) 評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除した値（ADL増減幅）を求める
- c) 次の表の左欄に掲げる者ごとに、評価対象利用開始月に測定したADL値を中欄に当てはめ、それに対応した右欄に掲げる調整値を求める
- d) bの値とcの値を加え、その平均を求める

利用者の区分	利用開始月に測定されたADL値	ADL利得の調整値	
		デイサービス等	特養等
1 2以外の者	0以上25 以下	1	3
	30 以上50 以下	1	3
	55 以上75 以下	2	4
	80 以上100 以下	3	5
2 評価対象利用開始月において、初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者	0以上25 以下	0	2
	30 以上50 以下	0	2
	55 以上75 以下	1	3
	80 以上100 以下	2	4

- ※ デイサービス等 = 通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費  
 特養等 = 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

※ **調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者をその平均の計算から除外する。**

※ また、リハビリテーションサービスを併用している者については、加算取得事業者がリハビリテーションサービスの提供事業者と連携して機能訓練を実施している場合に限り、調整済ADL利得の計算の対象にする。

⑥ 算定期間は評価対象期間の翌年度1年間

⇒ **翌月以降1年間の算定**

## **(2) ADL維持等加算 (Ⅱ)**

① I を満たした上で算定月にADLを測定して厚労省に提出

⇒ **ADL利得の平均値が2以上** (注：ADLを測定してLIFEで厚労省に提出することはI自体で要件となっている)

## 【経過措置等】

- 令和3年3月31日において現に、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算に係る届け出を行っている事業所であって、改定後の加算の届出を行っていないものは、令和5年3月31日までの間は、改正前のADL維持等加算（Ⅰ）の要件によって、**ADL維持等加算（Ⅲ）**を算定することができる。
- 令和3年度の評価対象期間は算定月の前年の同月から12か月間。  
ただし、令和3年4月1日から算定する場合の評価対象期間は、令和2年4月～3年3月または令和2年1月～2年12月のどちらでも可。
- 令和4年度以降の評価対象期間は算定月の前年の同月に届け出た日から12か月間。

## 【関係通知（令和3年3月16日老老発0316第4号）】

### (1) LIFEへの情報提出頻度について

利用者等ごとに、評価対象利用開始月及び評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月の翌月10日までに提出すること。

なお、情報を提出すべき月においての情報の提出を行っていない事実が生じた場合は、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならないこと。

### (2) LIFEへの提出情報について

事業所・施設における利用者等全員について、利用者等のADL値（厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第16号の2イ(2)のADL値をいう。）を、やむを得ない場合を除き、提出すること。ただし、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目にサービスの利用がない場合については、当該サービスの利用があった最終の月の情報を提出すること。

# 【関係通知（令和3年4月23日付け厚労省通知「科学的介護情報システム（LIFE）に係る対応等について」）】

## ●LIFEへのデータ提出の期限について

LIFEによるデータの提出等を要件として含む加算（注：ADL維持等加算（令和4年4月以降の加算算定に係るデータ提出）を含む）について、令和3年4月より加算の算定等を行う場合、令和3年5月10日までにLIFEを用いて、加算ごとに必要なデータの提出を行うこと等としておりましたが、

- ・ 4月にLIFEに関連する加算を算定できるように、これまで事務連絡等でお示ししていた期限までに新規利用申請をしたにも関わらず、新規利用申請に係るはがきの発送が遅延している場合  
又は
- ・ 4月にLIFEに関連する加算を算定できるよう、LIFEの操作マニュアル等のwebサイトを確認し、LIFEの導入等について、ヘルプデスクへの問い合わせを行っている場合であって、回答がない又は解決に至らないことにより、期限までにデータ提出が間に合わない場合

については、令和3年5月10日までにLIFEへのデータ提出が出来なかった場合であっても、できる限り早期（5月10日以降でも可）にLIFEにデータ提出を行うことで、令和3年4月サービス提供分における加算を算定できることとし、6月サービス提供分まで同様の取扱いを可能とすることとします。なお、**本取扱いによるLIFEへのデータ提出に係る猶予期間は、令和3年8月10日まで**となりますので、4月～6月サービス提供分までのデータ提出については、同日までにLIFEへデータを提出して頂く必要があります。

また、5月10日以降にデータ提出する場合について、4月サービス提供分から加算を算定する場合、4月に評価したデータを提出していただく必要があるとともに、今後データ提出が行われた事業所の平均等の情報の提供を7月頃までに行う予定であり（今後改めてお示しします。）、当該情報と事業所で評価を行ったデータを活用しPDCAに沿った取組を行っていただくこと等により、当該加算のデータ提出やフィードバック情報の活用等の満たすことが必要ですので、ご留意ください。

さらに、当該猶予の適用を必要とする理由及び提出予定時期等を盛り込んだ計画を策定することで、猶予措置の適用を受け本加算の算定をできるものとします（別添の通り様式例もお示しします）。なお、提出すべき情報を令和3年8月10日までに提出していない場合は、算定した当該加算については、遡り過誤請求を行うことが必要です。

## 【厚労省版Q&A (Vol.9 令和3年4月30日)】

(問) 令和3年4月よりADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を予定していたが、5月10日までにLIFEに令和2年度のデータを提出できず、LIFEを用いて加算の算定基準を満たすかどうかを確認できないが、どのように算定することが可能か。

(答)

- ・ 令和3年4月よりADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を検討しているものの、やむを得ない事情により、5月10日までにLIFEへのデータ提出及び算定基準を満たすことの確認が間に合わない場合、以下の①又は②により、4月サービス提供分の本加算を算定することができる。
  - ① 各事業所において、**LIFE以外の手法で加算の算定基準を満たすか確認**し、その結果に基づいて本加算を算定すること。  
この場合であっても、速やかに、LIFEへのデータ提出を行い、LIFEを用いて加算の算定基準を満たしているか確認を行うこと。
  - ② **5月10日以降に、LIFEへのデータ提出及びLIFEを用いて算定基準を満たすことを確認**し、
    - － **月遅れ請求**とし請求明細書を提出すること
    - 又は
    - － 保険者に対して**過誤調整の申し立て**を行い（4月サービス提供分の他の加算や基本報酬にかかる請求は通常通り実施）、本取扱いによる加算分を含めて請求明細書を提出すること等の取扱いを行うこと。
- ・ なお、このような請求の取扱いについて、利用者から事前の同意を得る必要がある。
- ・ また、令和3年5月分及び6月分についても、やむを得ない事情がある場合は、同様の対応が可能である。